公益社団法人 東京都薬剤師会

下記のとおり、令和4年9月6日付日薬業発第202号にて日本薬剤師会より通知がありました。 令和4年8月26日付都薬会発第220号にてお知らせしました「調剤報酬改定に係る答申について」に関する関係省令等の通知となります。恐縮ですが、貴地区会員薬局にご周知方よろしくお願いいたします。

写

日 薬 業 発 第 202 号 令 和 4 年 9 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会 副会長森昌平

看護の処遇改善並びに医療 DX の基盤となるオンライン資格確認の導入の 原則義務付け及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱いについて

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

診療報酬改定(調剤報酬)に係る答申については、令和4年8月10日付け日 薬発第127号にてお知らせしたところですが、今般、中央社会保険医療協議会の 答申を踏まえ、関係省令等の公布等が行われました。

本改正の経緯、概要及び関係通知等につきましてご連絡いたしますので、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、厚生労働省ホームページからも入手が可能 であることを申し添えます。

○令和4年度診療報酬改定について(10月改定分)

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和4年度診療報酬改定について(10月改定分)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411 00041.html

< 抄 >

事 務 連 絡 令和4年9月5日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

看護の処遇改善並びに医療 DX の基盤となるオンライン資格確認の導入の 原則義務付け及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、本年8月10日の中央社会保険医療協議会答申を踏まえ、 本日、関係省令の公布等が行われたところです。

本改正の経緯及び概要については、下記のとおりですので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

記

- 看護の処遇改善について 別紙1のとおり
- 2 医療 DX の基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付け及び これに伴う診療報酬上の加算の取扱いについて 別紙 2 のとおり
 - <厚生労働省ホームページ(令和4年度診療報酬改定について(10月改定分)> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00041.html
 - <関係省令・告示・通知>
 - ・保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第124号)
 - ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正す る告示(令和4年厚生労働省告示第268号)
 - ・診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第269号)
 - ・基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第270号)
 - ・特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第271号)
 - ・診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項及び基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(看護の処遇改善)(令和4年9月5日付け保医発0905第2号)
 - ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いについて(令和4年9月5日付け保医発 0905 第 1号)

(別紙2)

医療 DX の基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付け 及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱いについて

1 経緯

医療 DX の基盤となるオンライン資格確認については「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において、保険医療機関・薬局に令和 5 年 4 月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直すこととされた。

これを踏まえ、オンライン資格確認の導入の原則義務付け及びこれに伴う診療報酬上の加算の見直しを行うもの(令和4年8月10日 中医協答申)。

2 概要

- (1) オンライン資格確認の導入の原則義務付け(令和5年4月1日施行)
 - ① 保険医療機関及び保険薬局は、患者の受給資格を確認する際、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならないこととする。(保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項及び第2項関係等)
 - ② 現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・保険薬局については、オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外とする。(同令第3条第3項関係等)
 - ③ 保険医療機関及び保険薬局(②の保険医療機関・保険薬局を除く。)は、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこととする。(同令第3条第4項関係等)
 - ④ このほか、保険医療機関及び保険薬局はオンライン資格確認に係る体制に関する事項を院内に掲示しなければならないこととする。(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等)
- (2) オンライン資格確認等システムを通じた患者情報等の活用に係る評価の 見直し(令和4年10月1日適用)

保険医療機関・保険薬局のオンライン資格確認の導入の原則義務化等を踏まえ、オンライン資格確認等システムを通じた患者情報等の活用に係る現行の評価を廃止し、初診時等に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して診療等を実施し質の高い医療を提供する体制及びオンライン資格確認等システムによる患者情報の取得の効率化を考慮した評価体系とする。

具体的には「電子的保健医療情報活用加算」を廃止し、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を新設する(令和4年10月1日適用)。

保医発 0905 第 1 号 令和 4 年 9 月 5 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 殿 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いについて

標記について、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和4年厚生労働省告示第269号)、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和4年厚生労働省告示第270号)及び「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和4年厚生労働省告示第271号)が告示され、本年10月1日より適用されることとなったことに伴い、下記の通知の一部をそれぞれ別添1から別添3までの新旧対照表のとおり改正し、同日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日保医発0304第1号) (別添1)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和4年3月4日保医発0304第2号) (別添2)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和4年3月4日保医発0304第3号) (別添3)

○ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日保医発0304第3号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1	別添1
特掲診療料の施設基準等	特掲診療料の施設基準等
第1~第97 (略)	第1~第97 (略)
第 97 の 2 削除	第97の2 電子的保健医療情報活用加算
	1 電子的保健医療情報活用加算に関する施設基準
	(1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている
	<u>こと。</u>
	(2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う
	<u>体制を有していること。</u>
	(3) オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又
	は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実
	<u>施できる体制を有していることについて、当該保険薬局の内</u>
	側及び外側の見えやすい場所に掲示していること。
	2 届出に関する事項
	電子的保健医療情報活用加算に係る取扱いについては、当該基
	<u>準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届</u>
	出を行う必要はない <u>。</u>
第97の3 医療情報・システム基盤整備体制充実加算	(新設)
1 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準	
(1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている	

こと。

- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下「オンライン資格確認」という。)を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行う必要があることに留意すること。
- (3) 次に掲げる事項について、当該保険薬局の見やすい場所及 びホームページ等に掲示していること。
 - ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - <u>イ</u> 当該保険薬局に来局した患者に対し、薬剤情報、特定健 診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤等を行うこ と。
- 2 届出に関する事項

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 98~第 103 (略)

第 98~第 103 (略)

医療DXを推進し、医療機関・薬局において診療情報を 取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

- ▶ 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務 化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
- ▶ その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

オンライン資格確認等システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

○ 電子的保健医療情報活用加算

【医科・歯科】マイナ保険証を利用する場合 7点(初診)4点(再診)/ 利用しない場合 3点(初診) 【調剤】 マイナ保険証を利用する場合 3点(月1回)/ 利用しない場合 1点(3月に1回)



初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設(令和4年10月~)

(新) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で**初診**を行った場合
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合※調剤は、1 3点(6月に1回)、2 1点(6月に1回)

医療機関・薬局に求められること

[施設基準]

- 次の事項を<u>当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲</u>示していること(対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局)。
 - ① <u>オンライン資格確認を行う体制を有していること</u>。(厚労省ポータルサイト に運用開始日の登録を行うこと)
 - ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用 (※) して診療等を行うこと。

「算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者 に対して説明すること。(留意事項通知)
- (※) この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的 項目を新たに定めることを予定(薬局については、文書や聞き取りにより確認する項目を定 めるとともに、当該情報等を薬剤服用歴に記録することを求める予定)

診療情報を取得・活用する効果(例)

R4年9月時点で

医療機関

4点

- ✓ 薬剤情報により、 重複投薬を適切 に避けられるほか、 投薬内容から<u>患</u> 者の病態を把握 できる。
- ✓ 特定健診結果を 診療上の判断や 薬の選択等に生 かすことができる。

問診票の標準的項目を新たっ定める(イメージ)

問診票 (初診時)

- ●今日の症状
- ●他の医療機関の受診歴
- ●過去の病気●処方されている薬
- ●特定健診の受診歴
- ●アレルギーの有無 ●妊娠・短乳の有無
- ●妊娠・授乳の有無
- ※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。

薬局

- ✓ 薬剤情報により、 重複投薬や相 互作用の確認が 可能になる。
- ✓ 特定健診の<u>検</u> 査値を踏まえた 処方内容の確 認や服薬指導 が可能になる。

「今後、閲覧可能な情報が増えること等によって <u>正確な情報をより効率的に取得・活用可能</u>となり、 更なる医療の質の向上を実現